

「ふくしまの酒 気運醸成・消費拡大プロモーション事業」委託に関する業務仕様書

1 目 的

本県産日本酒である「ふくしまの酒」のブランドイメージを高め、既存ファンはもちろんのこと、今まで知らなかった層に対しても認知度向上を図ることにより、県産酒をフックとした交流人口の拡大及び消費拡大を目指す。

さらに、県内酒店・旅館等と協働し、「ふくしまの酒」の魅力やおいしさをあらためて深く、広く浸透させるための情報発信を行うことで、県内外における気運醸成を図る。

2 委託業務内容

ふくしまの酒の知名度向上、及び消費拡大を図るため、以下の取組を行う。

(1) ふくしまの酒地域案内人に関すること

・県が認定する「ふくしまの酒地域案内人（以下、「地域案内人」という。）」を活用して、県内外において「ふくしまの酒」の機運を高めるため、以下「ア」から「ウ」の取組を行うこと。

なお、「地域案内人」の概要はつぎのとおり。

〔「地域案内人」概要〕

- 令和8年2月現在57名を認定。
- 福島県内の宿泊業に携わる方(女将さん等)・福島県内の酒販関連事業に携わる方(酒店の店主等)で、ふくしまの酒の認知度向上及び販路拡大を図るために、ふくしまの酒について知識蓄積を行い、SNSや接客を通して魅力発信に協力頂けるふくしまの酒のガイド役を「ふくしまの酒地域案内人」として認定。
- 地域案内人研修会を実施し、受講を終えた方を地域案内人として認定。
- 地域案内人として認定された者は、ふくしまの酒の魅力発信に努めるものとして、接客やSNSによる情報発信により継続して気運醸成を図る。
- 地域案内人は、公式アカウント及び自身のSNSアカウントを活用し、ふくしまの酒の魅力を発信する。(例：取り扱っている銘柄の紹介、ふくしまの酒イベントの周知等)

ア 首都圏向けイベントによる県産酒PR

- ・地域案内人を活用した首都圏向け県産酒PRイベントを2回以上開催すること。
- ・イベントの開催場所に関しては、うち1回を毎年7月に新橋駅前SL広場において開催される「こいち祭」へのブース出展と想定し、それ以外についてはその他首都圏の集客施設等での実施を想定して企画提案すること。
- ・イベントの実施方法については、県の主催に限らず、既存イベントへの参加も含めて、効果的な方法を企画提案すること。
- ・地域案内人の選定に関しては、地域バランスや県産酒の取扱数などを考慮しつつ幅広い方が活躍できるよう県と協議の上決定すること。

イ 地域案内人の活動支援

- ・地域案内人が自主的に実施している活動（県産酒の魅力発信イベント等）に関して、優良事例を選定し、集客や本県への滞在、周遊に繋がるよう支援を実施すること。
- ・対象とする活動及び支援の内容については、具体的な取り組み事例を想定して企画提案すること。

ウ その他

- ・地域案内人がふくしまの酒の認知度向上のため活用できる必要なツール（ポスター、POP等）について、作成すること。
- ・ツールについては、ツール活用による効果や使用場面を想定して企画提案すること。

(2) 全国新酒鑑評会の結果を受けた記念イベントの開催

- ・全国新酒鑑評会において金賞を受賞した日本酒の受賞記念イベントを行うこと。
- ・受賞記念イベントの会場は、より効果的に情報発信できる場所について、県と協議の上決定すること。
- ・金賞受賞酒の集合写真を3パターン以上撮影し、納品すること。
- ・イベント終了後、来場者へ金賞受賞酒の振舞酒の実施やふくしまの酒をPRするパンフレット等を配布し、ふくしまの酒の魅力を発信すること。
- ・全国新酒鑑評会において金賞を受賞した日本酒の情報を含むなど、ふくしまの酒の魅力を伝えるための資材を作成すること。資材のうち一つはポスターとし、全国新酒鑑評会結果発表から約一月を目途に制作すること。また、その他の資材の内容・配布先については県と協議の上決定すること。
- ・飲食店等と連携し、本イベントをきっかけとした認知度向上を図る企画を実施すること。企画の内容については県と協議の上決定すること。

(3) ふくしまの酒マイスターに関すること

- ・ふくしまの酒マイスターによる、その知名度を生かした「ふくしまの酒」機運醸成に繋がる企画を実施すること。
- ・企画内容は、上記（1）や（2）に関連するものを想定して企画すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書

- ・ 工程表
- ・ 実施体制
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 完了届
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。